

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中  
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成25 年 7月25日

### 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
紋別市有林間伐促進型森づくり事業			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	(モンベツシ) 紋別市		
住所	〒094-8707 北海道紋別市幸町 2 丁目 1 番 18 号		
代表者氏名	宮川 良一	代表者役職	市長
担当者氏名	徳正 修一	担当者 所属部署・役職	産業部 農政林務課
担当者 E-mail	ringyoushinko@city.mombetsu.lg.jp	担当者電話番号	0158-24-2111
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	(モンベツシ) 紋別市		
プロジェクト参加者名	(オホーツクチュウオウシンリンクミアイ) オホーツク中央森林組合		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	紋別市(モンベツシ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	気候変動対策認証センター		
検証機関名	一般社団法人 日本能率協会 地球温暖化対策センター		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0013
プロジェクト登録日	2009/12/03
プロジェクト概要 <sup>1</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b>                      本プロジェクトは紋別市の市有林のうち、間伐施行面積約 200ha を対象とし、2008 年度から 2013 年度の期間で CO2 吸収を図る。健全な森林育成を図るとともに、市有林での CO2 吸収の量を維持していくことが目的である。</p> <p>紋別市は北海道のオホーツク海沿岸のほぼ中央に位置し、一帯の土地は内陸へ徐々に高さを増し、西部は南北に連なる北見山地に南部は東西に起伏する千島山系に囲まれている。農耕地は天塩岳にその源を発する渚滑川流域より南東シブノツナイ川流域におよび、酪農・畑作が中心となっている。弁天岬から弓状に伸びる海岸線は風波を避ける天然の良港で、オホーツク海屈指の港まちである。気候は冷涼で特に冬期は流氷の到来もあって寒冷になる。</p> <p>本プロジェクトは紋別市市有林のうち、カラマツ、トドマツが育成しているが育成されている地域を対象として、間伐施行を適切に実施することにより、森林吸収を促進する。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b>                      条件1 プロジェクト実施地は森林法第 5 条が定める森林である。                      条件2 プロジェクト対象地では、土地の転用は計画されておらず、クレジット期間、それ以降についても森林施行計画・森林経営計画の方針に基づいて適切な森林管理を実施する。                      条件3 当該町有林は森林施業計画・森林経営計画の認定を受けている。                      申請時施業計画認定番号 <u>          19-26          </u>                      森林経営計画認定番号 <u>          網 25-A1          </u></p> <p><b>【法令遵守状況】</b>                      ・森林・林業基本法：第 9 条森林所有者としての責務を果たしている。                      ・森林法：第 5 条地域森林計画、第 11 条森林施業計画を策定している。                      ・森林法第 25 条「保安林」：遵守している。                      ・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)：遵守している。</p>

<sup>1</sup> プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p><b>【採用技術】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積測量—GPS、パスファインダープロ XT、DT-5200M50HT Trimble</li> <li>・胸高直径の測定—林尺</li> <li>・樹高測定—レーザー測定器、トゥルーパルス 360、H21 購入、SN#017761 Laser Technology, Inc</li> </ul> <p><b>【モニタリング方法】</b></p> <p><b>面積</b> : GPS による実測</p> <p><b>地位級・成長量</b>: プロット調査により地位級を特定し、北海道の収穫予想表を使用して成長量を特定する。</p> <p>※各種係数については「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の数値を採用</p> <p><b>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</b></p> <p>当該方法論に記載されている算定式に準拠している。</p> <p><b>【モニタリング体制】</b></p> <p>石狩市役所内で体制を組んでいる。(一部業務委託有)</p> <p>※モニタリング計画書参照のこと</p> <p>(1) 教育・訓練の実施状況と記録 石狩市役所内ではモニタリング開始前に、責任者、確認者、担当者で勉強会を行い、制度理解を深めプロジェクトを実施した。また、モニタリング開始時に、業務委託先への制度理解を徹底し、事業を実施した。</p> <p>(2) 情報の保管 使用したデータ・書類は文書化し電子データとして保管する。また、データのバックアップも常時行う。制度利用約款に従い、平成 35 年 3 月 31 日までその保管を行う。</p> <p>(3) データの確認 責任者、確認者、担当者で行い、入力時、責任者による確認時、提出時の 3 回行った。</p> <p>(4) 内部監査 吸収量の算定、報告、確認についてガイドラインに適合し、適切に実施がなされているか、モニタリング報告書提出前に、農林水産課課長が確認を行い問題点は見受けられなかった。</p> <p>(5) 測定機器の維持・管理 委託先への制度説明によって、維持管理を徹底した。GPS 機器の使用前には必ず、「画面表示—担当者の身長—一級水準点値」を計測することで精度確認を行った。また、樹高機の使用前には必ず、水平器・メジャー等を使用し精度確認を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>該当なし</p>
--	--

モニタリング結果概要 <sup>2</sup>		<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項) 特になし					
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.4.3					
適用方法論		方法論番号	R001 ver. 6.3				
		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)				
<b>モニタリング結果</b>							
モニタリング期間		2008年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積		187.03ha					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	-	-	1,003	934	891	2,828
認証依頼削減・吸収量		2,828 t-CO2 <sup>3</sup>					

<sup>2</sup> モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

<sup>3</sup> 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u> 紋別市 </u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p>■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>□ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名： _____</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由： _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p>□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: \_\_\_\_\_

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

■ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上